

秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範

秋草学園短期大学（以下「本学」という。）は、秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程第4条第1項に基づき、公的研究費の使用に関する行動規範を次のとおり定める。

本学の教職員及び学生（以下「教職員等」という。）は、これを誠実に実行し、公正かつ適正な研究の遂行に努めなければならない。

1. 教職員等は、公的研究費が本学で管理する公的な資金であることを認識し、公正に使用しなければならない。
2. 教職員等は、公的研究費の使用に際して、関係法令や本学が定める規程及び使用ルール等を遵守しなければならない。
3. 公的研究費の配分を受ける教職員等は、研究計画に基づき、公的研究費を遅滞なくかつ適正に執行しなければならない。
4. 公的研究費の事務を担当する職員等は、研究者の研究活動の特性を理解し、公的研究費の事務処理を適正に行わなければならない。
5. 教職員等は、相互に連携し、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
6. 教職員等は、公的研究費の取扱いに関する研修会に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
7. 教職員等は、公的研究費の使用にあたり、特定の取引業者との関係において、社会の疑惑や不信を招くことがないように行動しなければならない。